

（議事要旨 1）テーマ提言について

（新規テーマの提言）

実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正

学識経験者（企業会計基準諮問会議委員）より新規テーマとして提案された「実務対応報告第 19 号『繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い』の改正」について、企業会計基準諮問会議事務局（以下「事務局」という。）より提案の理由、その具体的な内容及び企業会計基準委員会の実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼するという事務局の分析について、説明がなされた。

事務局からの提案について、以下のとおり企業会計基準諮問会議の委員より意見が聞かれた。

- 事務局の分析の中で、「開示を見れば、現行においても例えば繰延資産に計上された創立費や開業費を控除した純資産の金額については比較的容易に算定できるため、比較可能性の高まる程度は大きくはない」としているが、企業会計審議会「研究開発等に係る会計基準」が定められた際に企業間の比較可能性を担保することが必要であるとして繰延資産の計上を認めず費用計上に一本化した価値判断との整合性がないと考える。この点も含めて、実務対応専門委員会で検討していただきたいと考える。
- 株式交付費を資本から直接控除するとした場合の配当規制に関しては、会社計算規則の制定時に、資本から控除することを認める価値判断が既になされているのではないかと考える。
- 財務諸表利用者の立場からは、事務局の分析にあるように金額的な影響の点では、投資判断にそれ程大きな影響があるとは思っていない。しかしながら、実務対応報告第 19 号が「当面の取扱い」であるにもかかわらず、15 年以上抜本的な検討がなされておらず、国際的な会計基準との整合性も図られていないという点では、いずれ解決する必要がある論点と考える。ただし、緊急性のあるテーマであるかどうかの判断は難しく、企業会計基準委員会のリソースも考慮しながら、実務対応専門委員会にテーマ評価していただくことが良いと考える。
- 実務対応報告第 19 号が「当面の取扱い」として継続しているため、この時点で改めて棚卸する意義はあると考える。ただし、分配可能額の調整が必要になる可能性もあり、緊急性及び重大性についても確認が必要と考えられるため、実際にテーマアップするのか、仮にテーマアップする場合、どこまでを対象として取り上げるのかを含めて、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼し、分析していただくことが良いと考える。
- 繰延資産については、監査の現場では、あまり論点として俎上にあがる機会は多くない

と感じている。しかしながら、基準改正が必要かどうかについて作成者、利用者、監査人のニーズを改めて確認することにはとても意義があると考え、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するという事務局の提案に賛同する。

これらの意見を受け議長より、当該「実務対応報告第 19 号『繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い』の改正」について、企業会計基準委員会の実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼する旨の発言がなされた。

上場企業等が保有する VC ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いについて

一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会より新規テーマとして提案された「上場企業等が保有する VC ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いについて」に関して、提案者である一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会より提案の理由及びその具体的な内容について説明がなされた。続いて事務局より、企業会計基準委員会の金融商品専門委員会に新規テーマの評価を依頼するという事務局の分析について、説明がなされた。

事務局からの提案について、今後の検討に関する事務局の想定に関する質疑応答、及び関連する我が国の非上場株式の流通マーケットの現状に関する質疑応答があった。

これらを踏まえて、議長より、当該「上場企業等が保有する VC ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いについて」に関して、企業会計基準委員会の金融商品専門委員会に新規テーマの評価を依頼する旨の発言がなされた。

(前回会議までに提案されたテーマ)

1 人私募投信の会計処理の明確化

第 47 回企業会計基準諮問会議（2023 年 3 月 1 日開催）で提案された「1 人私募投信の会計処理の明確化」に関し、企業会計基準委員会の紙谷副委員長から、企業会計基準委員会の金融商品専門委員会のテーマ評価の内容について説明が行われた。

事務局からは、金融商品専門委員会のテーマ評価の内容を踏まえ、テーマ提案に至らなかったテーマとして取り扱うことが提案された。また、提案された内容に関して、今後予定されている金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をする際に考慮する事項の 1 つとして取り扱うことが提案された。

テーマ評価の内容及び事務局の提案について、以下のとおり企業会計基準諮問会議の委員より意見が聞かれた。

- テーマ提案に至らなかったテーマとして取り扱う金融商品専門委員会の評価結果の内容と事務局の提案に賛同する。会計実務において、このような論点が存在すると識別されたことには、意義があったと考える。また、金融商品専門委員会の金融商品の分類及び測

定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をする際に考慮していただきたいと考える。

- 1 人私募投信を金銭の信託として会計処理を行うか有価証券として会計処理を行うかについて、会計実務の現場では、財務諸表作成者と監査人の協議により、実態に即した判断が行われていると理解した。

これらの意見を受け議長より、当該「1 人私募投信の会計処理の明確化」について、テーマ提案に至らなかったテーマとして取り扱うこと、提案された内容については、今後予定されている金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をする際に考慮する事項の1つとして取り扱うことを提案する旨の発言がなされた。

株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について

第 43 回基準諮問会議（2021 年 11 月 29 日開催）で提案されたテーマ「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」に関し、事務局から「(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発」に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。

以 上